

医政医発 0327 第 1 号
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）等の規定に基づく臨床研修病院に対する訪問調査の取扱いについては、平成 24 年 3 月 29 日付けで各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、今般、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 79 号）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと等に伴い、別添のとおりその一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その旨周知する。

については、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定による技術的な助言であることを申し添える。